

監督処分庁 島 根 県

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	梶谷建設	代表者氏名	梶谷 宗敏
主たる営業所の所在地	島根県大田市三瓶町志学 2 1 4 8 番地 2		
許可番号	島根県知事許可 (般-2) 第 6 5 9 2 号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、大、と

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 9 月 1 1 日	処分を行った者	島根県知事
根 拠 法 令	建設業法第 2 8 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容 建設業法第 2 8 条第 3 項に基づく営業の停止 1 停止を命ずる営業の範囲 建築一式工事業に関する営業のうち、公共工事以外の工事に係る営業 （注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号）第 1 8 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。 2 期間 令和 6 年 9 月 1 2 日から令和 6 年 9 月 2 6 日までの 1 5 日間			
処分の原因となった事実		建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号	
代表者が松江地方裁判所出雲支部から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の判決を受けた。 このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			